



2025年3月28日

各 位

会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員管理部長 横山 恵一
(TEL 03 - 5719 - 2180)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告
及び特別損失の計上見込みに関するお知らせ

当社は、2024年1月31日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」、
2025年1月31日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」及び2025年
2月21日付「過年度の四半期報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、
同日付で過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

本日、下記の有価証券報告書等に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に
対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する6,507万円の課徴金納付命令を发出
するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

これに伴い、2025年9月期第2四半期決算（2025年1月1日～2025年3月31日）において、特別損
失を計上する見込みになりました。

当社はこの度、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式
な通知を受領次第、速やかに対応し改めてお知らせする予定です。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心
より深くお詫び申し上げます。

記

1. 課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等

(1) 有価証券報告書等

第37期 2020年9月期（自2019年10月1日 至 2020年9月30日）

第39期 2022年9月期（自2021年10月1日 至 2022年9月30日）

(2) 有価証券届出書

2021年2月18日提出の有価証券届出書

2. 特別損失の内容

当該課徴金6,507万円を、2025年9月期第2四半期決算において、特別損失としての計上を見
込んでおります。

3. 業績に与える影響

本件による当社の 2025 年 9 月期業績予想に与える影響につきましては、現在精査中ではありますが、公表すべき事項が生じた場合は、速やかに開示いたします。なお、2024 年 11 月 14 日に公表いたしました 2025 年 9 月期業績予想には、当該課徴金費用を含んでおりません。

以 上